# 褒章の制式及び形状を定める内閣府令 （平成十五年内閣府令第五十五号）

褒章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

# 附　則

この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以降の日付をもって授与される褒章から適用する。